

大津市学校給食に関する条例の制定について

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市学校給食に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市立学校における学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 市立学校 大津市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第28号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。
- (4) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。

(学校給食の実施)

第3条 市は、法第4条の規定に基づき、教育委員会規則で定める市立学校において学校給食を実施する。

2 前項に定めるもののほか、学校給食の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者から、学校給食費を徴収する。

2 前項の学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 前3条に定めるもののほか、学校給食費の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食について適用する。

議案第191号

大津市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市特別会計条例の一部を改正する条例

大津市特別会計条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(10) 学校給食事業特別会計 学校給食事業

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市行政改革推進委員会の項の前に次のように加える。

大津市民病院経営 形態検討委員会	大津市民病院の経営形 態の見直しに関し必要 な事項を調査審議する こと。	8人以 内	学識経験を有する者、 医療関係団体から選 出された者及び関係 行政機関から選出さ れた者
---------------------	---	----------	--

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第193号

大津市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市情報公開条例の一部を改正する条例

大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第194号

大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政  
執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

大津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による諮問に応じ、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。

第4条の次に次の1条を加える。

（専門委員）

第4条の2 審査会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置く。

2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

（専門部会）

第5条の2 審査会に、必要に応じ、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員及び専門委員の互選により定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「職員を」を「職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員の昇給は、第1項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第10条第2項第2号ア(ア)の表中「4,400円」を「3,900円」に、「6,200円」を「5,700円」に、「8,000円」を「8,100円」に、「10,300円」を「10,500円」に、「12,600円」を「12,900円」に、「14,900円」を「15,300円」に、「17,200円」を「17,700円」に、「19,500円」を「20,100円」に、「21,800円」を「22,500円」に、「23,900円」を「24,400円」に、「25,200円」を「25,900円」に、「26,500円」を「27,400円」に、「27,800円」を「28,900円」に、「28,900円」を「30,400円」に、「30,000円」を「31,600円」に、「31,100円」を「32,800円」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第

2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	142,100	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600
	2	138,700	143,200	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700
	3	139,900	144,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800
	4	141,000	145,400	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900
	5	142,100	146,500	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900
	6	143,200	147,900	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000
	7	144,300	149,200	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100
	8	145,400	150,500	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200
	9	146,500	151,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000
	10	147,900	153,300	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100
	11	149,200	154,800	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100
	12	150,500	156,400	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200
	13	151,800	157,700	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900
	14	153,300	159,200	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300
	15	154,800	160,700	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600
	16	156,400	162,200	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000
	17	157,700	163,600	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300
	18	159,200	166,300	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800
	19	160,700	168,900	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300
	20	162,200	171,500	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700
	21	163,600	174,200	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900
	22	166,300	175,900	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400
	23	168,900	177,600	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900
	24	171,500	179,300	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400
	25	174,200	180,800	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600
	26	175,900	182,600	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700
	27	177,600	184,400	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900
	28	179,300	186,100	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100
	29	180,800	187,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200
	30	182,600	189,500	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100
	31	184,400	191,300	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000
	32	186,100	193,100	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900
	33	187,700	194,700	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700
	34	189,200	196,500	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600
	35	190,700	198,300	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500
	36	192,200	200,100	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200
	37	193,500	201,800	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100
	38	194,800	203,600	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000
	39	196,100	205,400	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900
40	197,400	207,200	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800	

41	198,700	208,800	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700
42	200,000	210,700	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000	
43	201,300	212,600	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800	
44	202,600	214,500	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400	
45	203,800	216,300	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200	
46	205,100	218,200	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400		
47	206,400	220,100	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100		
48	207,700	222,000	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900		
49	208,800	223,700	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500		
50	209,900	225,600	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200		
51	211,000	227,500	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000		
52	212,100	229,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800		
53	213,300	231,000	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400		
54	214,300	232,800	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200		
55	215,300	234,500	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000		
56	216,300	236,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600		
57	217,100	237,700	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200		
58	218,100	239,200	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000		
59	219,000	240,700	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800		
60	220,000	242,200	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600		
61	220,800	243,600	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200		
62	221,800	245,100	329,900	370,200	387,000	413,600			
63	222,800	246,600	330,700	370,900	387,600	414,200			
64	223,800	248,200	331,500	371,600	388,200	414,800			
65	224,500	249,500	332,400	371,900	388,700	415,100			
66	225,500	251,100	332,800	372,600	389,300	415,700			
67	226,500	252,700	333,600	373,300	389,900	416,400			
68	227,600	254,300	334,400	374,000	390,500	416,900			
69	228,400	255,700	335,200	374,400	390,900	417,400			
70	229,200	257,100	335,900	375,000	391,500	418,100			
71	230,000	258,500	336,600	375,700	392,200	418,800			
72	230,800	259,900	337,300	376,300	392,800	419,500			
73	231,600	261,100	337,800	376,700	393,100	420,000			
74	232,300	262,500	338,400	377,300	393,800	420,700			
75	233,000	263,900	339,000	378,000	394,500	421,400			
76	233,700	265,300	339,600	378,600	395,000	422,100			
77	234,400	266,600	339,900	379,000	395,400	422,600			
78	235,200	267,800	340,400	379,500	396,100				
79	236,000	269,100	340,800	380,100	396,800				
80	236,800	270,400	341,300	380,600	397,500				
81	237,500	271,500	341,700	381,100	398,000				
82	238,200	272,700	342,200	381,700	398,700				
83	238,900	274,000	342,700	382,300	399,400				
84	239,600	275,300	343,200	382,700	400,100				
85	240,300	276,400	343,600	383,300	400,600				
86		277,500	344,000	383,900					
87		278,600	344,500	384,500					
88		279,700	344,900	385,100					
89		280,900	345,200	385,800					
90		281,900	345,600	386,400					
91		282,900	346,100	387,000					

92	283,900	346,500	387,600						
93	284,700	346,700	388,300						
94	285,600	347,100							
95	286,500	347,600							
96	287,400	348,000							
97	288,400	348,100							
98	289,200	348,600							
99	290,000	349,100							
100	290,800	349,400							
101	291,600	349,700							
102	292,100	350,100							
103	292,600	350,500							
104	293,100	350,900							
105	293,200	351,400							
106	293,600	351,800							
107	293,800	352,200							
108	294,200	352,600							
109	294,400	353,100							
110	294,600	353,500							
111	295,000	353,900							
112	295,300	354,200							
113	295,600	354,700							
114	295,900								
115	296,200								
116	296,600								
117	296,900								
118	297,300								
119	297,700								
120	298,100								
121	298,200								
122	298,500								
123	298,900								
124	299,300								
125	299,500								
再任用 職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	円 240,100	円 325,700	円 392,600	円 468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800

6	253,700	341,100	406,800	480,000
7	257,500	344,400	409,600	482,200
8	261,300	347,700	412,400	484,400
9	264,900	350,700	415,000	486,500
10	268,900	353,900	417,700	488,600
11	272,900	357,100	420,400	490,700
12	276,900	360,300	423,100	492,800
13	280,700	363,400	425,600	494,900
14	284,700	367,100	428,100	497,000
15	288,700	370,700	430,500	499,100
16	292,700	374,400	433,000	501,200
17	296,500	378,000	435,200	503,300
18	300,100	380,700	437,600	505,300
19	303,700	383,500	440,000	507,300
20	307,300	386,300	442,400	509,300
21	311,000	389,200	444,500	511,100
22	314,800	391,800	446,900	512,900
23	318,500	394,400	449,300	514,800
24	322,200	397,000	451,600	516,700
25	325,800	399,400	453,800	518,400
26	328,600	401,700	456,100	520,200
27	331,400	404,000	458,400	522,000
28	334,200	406,300	460,700	523,800
29	337,000	408,700	462,900	525,700
30	339,400	410,800	465,200	527,500
31	341,800	412,800	467,500	529,300
32	344,200	414,900	469,800	531,100
33	346,600	417,000	471,800	532,700
34	349,100	419,000	473,900	534,500
35	351,500	421,000	476,000	536,200
36	354,000	423,000	478,100	538,000
37	356,400	425,100	480,200	539,600
38	358,800	427,100	482,000	541,200
39	361,200	429,100	483,800	542,600
40	363,600	431,100	485,600	544,200
41	365,900	433,100	487,300	545,700
42	367,400	434,900	489,100	547,100
43	368,900	436,700	490,900	548,500
44	370,400	438,500	492,700	549,800
45	371,900	440,400	494,300	551,000
46	373,300	442,200	496,000	552,000
47	374,800	444,000	497,800	553,000
48	376,300	445,800	499,600	554,000
49	377,600	447,600	501,200	555,000
50	378,600	449,300	502,500	555,900
51	379,600	451,100	503,800	556,800
52	380,600	452,900	505,100	557,700
53	381,600	454,800	506,400	558,500
54	382,500	456,000	507,700	559,400
55	383,400	457,200	509,000	560,300
56	384,300	458,400	510,300	561,200

	57	385,300	459,600	511,300	562,100
	58	386,200	460,600	512,100	563,000
	59	387,000	461,600	512,900	563,900
	60	387,900	462,600	513,700	564,600
	61	388,700	463,400	514,600	565,500
	62	389,200	464,100	515,400	566,400
	63	389,700	464,800	516,300	567,300
	64	390,200	465,500	517,100	568,200
	65	390,500	466,200	518,000	569,100
	66		466,900	518,900	
	67		467,600	519,600	
	68		468,300	520,500	
	69		468,800	521,400	
	70		469,500	522,200	
	71		470,200	523,100	
	72		470,900	524,000	
	73		471,300	524,800	
	74		471,900	525,700	
	75		472,600	526,600	
	76		473,300	527,300	
	77		473,700	528,100	
	78		474,300	529,000	
	79		474,900	529,900	
	80		475,400	530,800	
	81		476,000	531,600	
	82		476,500	532,500	
	83		477,000	533,400	
	84		477,500	534,300	
	85		477,900	535,100	
	86		478,500	536,000	
	87		478,900	536,900	
	88		479,400	537,800	
	89		479,900	538,600	
	90		480,500		
	91		481,100		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円

再任用職員 以外の職員	1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200	376,400
	2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300	379,100
	3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500	381,800
	4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700	384,500
	5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800	387,000
	6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000	389,700
	7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200	392,400
	8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400	395,100
	9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400	397,300
	10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600	399,600
	11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800	401,800
	12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000	404,100
	13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700	406,200
	14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700	408,200
	15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700	410,300
	16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700	412,500
	17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700	414,300
	18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800	416,300
	19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800	418,400
	20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900	420,500
	21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700	422,300
	22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800	423,900
	23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900	425,500
	24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000	427,100
	25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500	428,600
	26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300	429,900
	27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100	431,200
	28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900	432,500
	29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700	433,800
	30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200	435,000
	31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900	436,200
	32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300
	33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500
	34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700
	35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000
	36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200
	37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000	443,500
	38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300
	39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300	445,000
	40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500	445,800
	41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400
	42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100
	43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900
	44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700
	45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300
	46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100
	47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900
	48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500
	49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100
	50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900
	51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700
	52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500

53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100
54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100	
55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700	
56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300	
57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800	
58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500	
59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100	
60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800	
61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100	
62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600	
63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300	
64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000	
65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300	
66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200		
67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900		
68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500		
69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000		
70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500		
71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000		
72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500		
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100		
74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600		
75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200		
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800		
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300		
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800		
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400		
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000		
81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500		
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100		
83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700		
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300		
85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000		
86		293,000	329,600	350,900			
87		293,200	329,800	351,200			
88		293,400	330,200	351,500			
89		293,800	330,600	351,900			
90		294,000	331,000	352,200			
91		294,200	331,400	352,600			
92		294,400	331,800	352,900			
93		294,800	332,200	353,300			
94		295,000	332,400	353,600			
95		295,200	332,800	354,000			
96		295,500	333,100	354,300			
97		295,900	333,300	354,600			
98		296,200	333,600	355,000			
99		296,500	333,900	355,400			
100		296,800	334,200	355,800			
101		297,100	334,400	356,300			
102		297,300	334,700	356,700			
103		297,600	335,100	357,100			



	104		297,900	335,300	357,500			
	105		298,200	335,400	358,000			
	106			335,700				
	107			336,100				
	108			336,300				
	109			336,500				
	110			336,900				
	111			337,300				
	112			337,700				
	113			337,900				
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

備考 この表は、獣医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に適用する。

第2条 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中大津市一般職の職員の給与に関する条例第5条及び第10条の改正規定並びに附則第6項の規定は平成27年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（大津市一般職の職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定に限る。附則第4項において同じ。）による改正後の大津市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(平成26年4月1日前の異動者の号給の調整)

- 平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大津市一般職

の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(大津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

6 大津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項の表及び第20条第1項の表中「第5条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和32年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「職員を」を「職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 55歳を超える職員の昇給は、第1項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	150,900	166,700	287,700
	2	152,400	168,800	290,800
	3	153,900	170,900	293,900
	4	155,400	173,100	297,000
	5	157,100	175,100	299,700
	6	159,000	177,300	302,600

7	160,800	179,500	305,700
8	162,600	181,700	308,800
9	164,400	184,000	311,800
10	166,500	186,800	314,700
11	168,500	189,500	317,600
12	170,500	192,200	320,500
13	172,500	195,100	323,200
14	174,700	196,800	325,500
15	176,900	198,400	327,700
16	179,100	200,100	330,000
17	181,400	201,900	332,300
18	184,000	203,600	334,600
19	186,500	205,300	336,900
20	189,000	206,900	339,200
21	191,500	208,700	341,500
22	193,200	210,600	343,800
23	194,900	212,500	346,100
24	196,600	214,400	348,400
25	198,100	216,100	350,600
26	199,700	218,100	352,500
27	201,300	220,100	354,400
28	202,800	222,100	356,300
29	204,500	224,000	358,200
30	206,200	226,700	360,100
31	207,900	229,400	361,800
32	209,600	232,100	363,700
33	211,100	234,900	365,500
34	212,800	237,800	367,200
35	214,500	240,700	369,000
36	216,200	243,500	370,800
37	217,700	246,200	372,700
38	219,400	249,000	374,300
39	221,100	251,800	375,900
40	222,800	254,600	377,500
41	224,600	257,400	378,800
42	226,400	260,000	380,300
43	228,200	262,600	381,800
44	229,900	265,200	383,300
45	231,800	267,600	384,900
46	233,500	270,200	386,500

47	235,200	272,700	388,100
48	236,900	275,200	389,700
49	238,600	277,700	391,100
50	240,300	280,200	392,600
51	242,000	282,800	394,100
52	243,600	285,400	395,600
53	244,900	287,900	396,800
54	246,600	290,500	398,100
55	248,200	293,000	399,200
56	249,900	295,500	400,400
57	251,300	297,800	401,900
58	252,800	300,400	403,100
59	254,300	303,000	404,400
60	255,800	305,700	405,700
61	257,300	308,200	407,000
62	258,800	310,700	408,000
63	260,300	313,200	409,400
64	261,700	315,700	410,800
65	263,000	318,100	412,000
66	264,600	320,300	413,100
67	266,200	322,500	414,300
68	267,700	324,700	415,500
69	269,400	327,000	416,500
70	270,900	329,200	417,700
71	272,400	331,400	418,900
72	273,900	333,500	420,100
73	275,100	335,700	420,900
74	276,400	337,900	421,700
75	277,700	340,100	422,500
76	279,000	342,300	423,300
77	280,400	344,200	423,900
78	281,600	346,100	424,700
79	282,800	348,000	425,400
80	284,000	349,900	426,100
81	285,300	351,700	426,900
82	286,400	353,500	427,500
83	287,600	355,300	428,000
84	288,800	357,100	428,700
85	289,800	358,500	429,400
86	290,800	360,200	429,900

87	291,800	361,900	430,500
88	292,800	363,500	431,200
89	293,900	365,000	431,900
90	294,800	366,300	432,500
91	295,700	367,700	433,200
92	296,600	369,100	433,700
93	297,100	370,600	434,200
94	297,900	371,900	
95	298,700	373,200	
96	299,500	374,500	
97	300,300	375,500	
98	301,100	376,500	
99	301,900	377,500	
100	302,700	378,500	
101	303,600	379,600	
102	304,100	380,600	
103	304,600	381,600	
104	305,100	382,600	
105	305,300	383,400	
106	305,700	384,300	
107	306,000	385,200	
108	306,300	386,200	
109	306,500	387,100	
110	306,700	388,100	
111	307,000	389,100	
112	307,300	390,100	
113	307,500	390,700	
114	307,700	391,600	
115	307,900	392,500	
116	308,200	393,400	
117	308,500	394,200	
118	308,800	395,000	
119	309,100	395,800	
120	309,400	396,600	
121	309,500	397,200	
122	309,700	398,000	
123	310,000	398,700	
124	310,300	399,400	
125	310,500	400,100	
126		400,800	

	127		401,300	
	128		401,900	
	129		402,600	
	130		403,200	
	131		403,900	
	132		404,500	
	133		404,800	
	134		405,400	
	135		406,000	
	136		406,400	
	137		406,800	
	138		407,400	
	139		408,000	
	140		408,600	
	141		409,000	
	142		409,600	
	143		410,200	
	144		410,800	
	145		411,200	
	146		411,800	
	147		412,400	
	148		413,000	
	149		413,400	
再任用職員		225,200	274,200	328,600

備考

- 1 この表は、教員に適用する。
- 2 その属する職務の級が3級である教員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	150,900	166,700	287,700	412,700
	2	152,400	168,800	290,800	414,200
	3	153,900	170,900	293,900	415,700
	4	155,400	173,100	297,000	417,200
	5	157,100	175,100	299,700	418,600

6	159,000	177,300	302,600	420,100
7	160,800	179,500	305,700	421,700
8	162,600	181,700	308,800	423,300
9	164,400	184,000	311,800	424,700
10	166,500	186,800	314,700	426,100
11	168,500	189,500	317,600	427,500
12	170,500	192,200	320,500	428,900
13	172,500	195,100	323,200	430,200
14	174,700	196,800	325,500	431,600
15	176,900	198,400	327,700	433,000
16	179,100	200,100	330,000	434,400
17	181,400	201,900	332,300	435,600
18	184,000	203,600	334,600	436,900
19	186,500	205,300	336,900	438,100
20	189,000	206,900	339,200	439,400
21	191,500	208,700	341,500	440,500
22	193,200	210,600	343,800	441,800
23	194,900	212,500	346,100	443,100
24	196,600	214,400	348,400	444,400
25	198,100	216,100	350,600	445,700
26	199,700	218,100	352,500	447,000
27	201,300	220,100	354,400	448,200
28	202,800	222,100	356,300	449,500
29	204,500	224,000	358,200	450,800
30	206,200	226,700	360,100	451,900
31	207,900	229,400	361,800	453,100
32	209,600	232,100	363,700	454,300
33	211,100	234,900	365,500	455,500
34	212,800	237,800	367,200	456,400
35	214,500	240,700	369,000	457,300
36	216,200	243,500	370,800	458,000
37	217,700	246,200	372,700	458,900
38	219,400	249,000	374,300	
39	221,100	251,800	375,900	
40	222,800	254,600	377,500	
41	224,600	257,400	378,800	
42	226,400	260,000	380,300	
43	228,200	262,600	381,800	
44	229,900	265,200	383,300	
45	231,800	267,600	384,900	



46	233,500	270,200	386,500
47	235,200	272,700	388,100
48	236,900	275,200	389,700
49	238,600	277,700	391,100
50	240,300	280,200	392,600
51	242,000	282,800	394,100
52	243,600	285,400	395,600
53	244,900	287,900	396,800
54	246,600	290,500	398,100
55	248,200	293,000	399,200
56	249,900	295,500	400,400
57	251,300	297,800	401,900
58	252,800	300,400	403,100
59	254,300	303,000	404,400
60	255,800	305,700	405,700
61	257,300	308,200	407,000
62	258,800	310,700	408,000
63	260,300	313,200	409,400
64	261,700	315,700	410,800
65	263,000	318,100	412,000
66	264,600	320,300	413,100
67	266,200	322,500	414,300
68	267,700	324,700	415,500
69	269,400	327,000	416,500
70	270,900	329,200	417,700
71	272,400	331,400	418,900
72	273,900	333,500	420,100
73	275,100	335,700	420,900
74	276,400	337,900	421,700
75	277,700	340,100	422,500
76	279,000	342,300	423,300
77	280,400	344,200	423,900
78	281,600	346,100	424,700
79	282,800	348,000	425,400
80	284,000	349,900	426,100
81	285,300	351,700	426,900
82	286,400	353,500	427,500
83	287,600	355,300	428,000
84	288,800	357,100	428,700
85	289,800	358,500	429,400

86	290,800	360,200	429,900
87	291,800	361,900	430,500
88	292,800	363,500	431,200
89	293,900	365,000	431,900
90	294,800	366,300	432,500
91	295,700	367,700	433,200
92	296,600	369,100	433,700
93	297,100	370,600	434,200
94	297,900	371,900	
95	298,700	373,200	
96	299,500	374,500	
97	300,300	375,500	
98	301,100	376,500	
99	301,900	377,500	
100	302,700	378,500	
101	303,600	379,600	
102	304,100	380,600	
103	304,600	381,600	
104	305,100	382,600	
105	305,300	383,400	
106	305,700	384,300	
107	306,000	385,200	
108	306,300	386,200	
109	306,500	387,100	
110	306,700	388,100	
111	307,000	389,100	
112	307,300	390,100	
113	307,500	390,700	
114	307,700	391,600	
115	307,900	392,500	
116	308,200	393,400	
117	308,500	394,200	
118	308,800	395,000	
119	309,100	395,800	
120	309,400	396,600	
121	309,500	397,200	
122	309,700	398,000	
123	310,000	398,700	
124	310,300	399,400	
125	310,500	400,100	

	126		400,800		
	127		401,300		
	128		401,900		
	129		402,600		
	130		403,200		
	131		403,900		
	132		404,500		
	133		404,800		
	134		405,400		
	135		406,000		
	136		406,400		
	137		406,800		
	138		407,400		
	139		408,000		
	140		408,600		
	141		409,000		
	142		409,600		
	143		410,200		
	144		410,800		
	145		411,200		
	146		411,800		
	147		412,400		
	148		413,000		
	149		413,400		
再任用職員		225,200	274,200	328,600	411,000

備考

- 1 この表は、指導主事に適用する。
- 2 その属する職務の級が3級である指導主事の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び附則第6項の規定は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この条例（別表第1の改正規定に限る。附則第4項において同じ。）による改正後の大津市教育公務員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(平成26年4月1日以前の異動者の号給の調整)

- 3 平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の大津市教育公務員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(大津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 6 大津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。  
第17条第2項の表及び第20条第2項中「第6条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

議案第200号

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和36年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。



議案第202号

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正  
する条例

第1条 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

議案第203号

平成26年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

平成26年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成26年度における職員の給与の特例に関する条例（平成26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条ただし書中「市長の期末手当」を「期末手当」に、「同項第1号」を「同項」に、「100分の10」を「100分の15（副市長にあっては、100分の10）」に改め、「市長及び副市長の」を削る。

第2条ただし書中「、期末手当」を削り、「、これらの規定による額」を「これらの規定による額とし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額はこれらの規定による額からその100分の5（常勤の監査委員にあっては、100分の2）に相当する額を減じた額」に改める。

附 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

大津市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第10条中「及びその日」を「、同日」に、「職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日」を「昇給日（職員の昇給を行う日として規則で定める日をいう。以下同じ。）又はその次の昇給日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「390,000円」を「404,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の2の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第41条を次のように改める。

（手数料）

第41条 法第16条の2第1項の規定による指定を受けようとする者又は第14条第3項の規定による設計審査若しくは工事検査を受けようとする指定給水装置工事事業者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 指定給水装置工事事業者の指定の申請に対する審査に係る手数料 1件につき  
10,000円
- (2) 設計審査又は工事検査に係る手数料

区分		メーターの口径	金額（1か所につき）	
			設計審査	工事検査
新設	ア 引込管（配水管から止水栓までの給水装置をいう。以下同じ。）及び引込管以外の給水装置を設ける場合	20ミリメートル以下	6,600円	6,300円
		25ミリメートル及び40ミリメートル	8,800円	9,400円
		50ミリメートル及び75ミリメートル	11,000円	13,700円
		100ミリメートル以上	実費を勘案して公営企業管理者が定める額	
	イ 引込管のみを設ける場合	20ミリメートル以下	2,900円	4,400円
		25ミリメートル及び40ミリメートル	4,000円	6,700円
		50ミリメートル及び75ミリメートル	5,100円	11,300円

		100ミリメートル以上	実費を勘案して公営企業管理者が定める額	
	ウ 引込管以外の給水装置のみを設ける場合	20ミリメートル以下	4,000円	4,400円
		25ミリメートル及び40ミリメートル	6,200円	5,200円
		50ミリメートル及び75ミリメートル	9,500円	6,700円
		100ミリメートル以上	実費を勘案して公営企業管理者が定める額	
	エ 工事に使用する仮設水栓を設ける場合	75ミリメートル以下	1,800円	2,900円
		100ミリメートル以上	実費を勘案して公営企業管理者が定める額	
改造	ア 引込管の変更を含む場合	20ミリメートル以下	9,200円	7,100円
		25ミリメートル及び40ミリメートル	11,900円	10,600円
		50ミリメートル及び75ミリメートル	14,500円	16,000円
		100ミリメートル以上	実費を勘案して公営企業管理者が定める額	
	イ アに掲げる場合以外の場合	20ミリメートル以下	5,100円	4,000円
		25ミリメートル及び40ミリメートル	7,300円	4,800円
		50ミリメートル及び75ミリメートル	9,900円	6,300円
		100ミリメートル以上	実費を勘案して公営企業管理者が定める額	
撤去	ア 引込管の撤去を含む場合	75ミリメートル以下	4,000円	3,300円
		100ミリメートル以上	実費を勘案して公営企業管理者が定める額	
	イ アに掲げる場合以外の場合	75ミリメートル以下	2,200円	2,500円
		100ミリメートル以上	実費を勘案して公営企業管理者が定める額	

2 前項の手数料は、申請の際に納付しなければならない。ただし、申請の際にあらかじめ納付すべき額を確定することができない場合は、確定した後に納付しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、公営企業管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市下水道条例の一部を改正する条例

大津市下水道条例（昭和43年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第14条の表中「汚水量」を「汚水の排出量」に改める。

第16条の見出し中「認定等」を「算定等」に改め、同条第1項本文中「水道の」を「水道水の」に改め、同項ただし書中「水道の」を「当該」に改め、同条第2項中「汚水排出量」を「汚水の排出量」に、「その使用状況」を「水道水以外の水の使用水量」に、「公営企業管理者が認定」を「算定」に改め、同条第3項中「その他の水」を「水道水以外の水」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前2項の場合における水道水以外の水の使用水量は、次条の規定に基づき公営企業管理者が認定する。

第16条の2を第16条の4とし、第16条の次に次の2条を加える。

（水道水以外の水の使用水量の認定方法）

第16条の2 水道水以外の水を使用してこれを公共下水道に排除しようとする者は、企業局管理規程で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公営企業管理者に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 水道水以外の水を使用してこれを公共下水道に排除しようとする者は、あらかじめ、その使用水量を計測するための装置（適正に計測することができるものとして公営企業管理者が認めるものに限る。以下「計測装置」という。）を設置しなければならない。ただし、企業局管理規程で定める場合は、この限りでない。

- 3 前項の規定により計測装置を設置した者は、企業局管理規程で定めるところにより、遅滞なく、設置が完了した旨を公営企業管理者に届け出なければならない。その届け出た事項に変更が生じたときも、同様とする。
- 4 公営企業管理者は、水道水以外の水を使用してこれを公共下水道に排除する者が正当な理由なく計測装置を設置しないときは、その者に対し、相当の期限を定めて、計測装置を設置することを命ずることができる。
- 5 水道水以外の水を使用してこれを公共下水道に排除する者（第2項ただし書の規定の適用を受ける者にあつては、企業局管理規程で定める者に限る。）は、企業局管理規程で定めるところにより、毎月、その使用水量を公営企業管理者に届け出なければならない。
- 6 公営企業管理者は、前項の届出に基づいて、水道水以外の水の使用水量を認定するものとする。ただし、前項の届出がない場合その他企業局管理規程で定める場合は、企業局管理規程で定めるところにより、当該使用水量を認定するものとする。

（立入検査）

第16条の3 公営企業管理者は、水道水以外の水の使用水量を認定するために必要な限度において、その職員に、他人の土地又は建築物に立ち入り、帳簿書類、井戸その他の給水設備、計測装置、排水設備その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第17条第1項中「第16条第2項又は第4項」を「第16条第4項又は第5項」に改める。

第25条中「に対して」を削り、「を科する」を「に処する」に改め、同条第14号中「第11条第1項」の次に「第16条の2第1項若しくは第5項」を加え、「第16条第4項」を「第16条第5項」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第9号から第13号までを4号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の4号を加える。

(9) 第16条の2第1項の規定による届出を怠った者

(10) 第16条の2第4項の規定による命令に違反した者

(11) 第16条の2第5項の規定による届出を怠った者

(12) 第16条の3第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第26条中「市長は、」を削り、「者に対して」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改



める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の大津市下水道条例第16条第2項の規定による認定を受けている使用者に係る汚水の排出量の算定については、改正後の大津市下水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、改正後の第16条の2の規定は、適用しない。ただし、その認定を受けた事項を変更するときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定の適用を受ける者がその認定を受けた事項を変更する場合における改正後の第16条の2第1項の規定の適用については、同項後段中「その届け出た」とあるのは、「公営企業管理者から認定を受けた」とする。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第208号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

議案第209号

工事請負契約の変更について

平成25年11月12日に市議会の議決（議案第182号）を経て日立造船株式会社（平成26年4月1日付けで吸収合併によりアタカ大機株式会社の権利義務を承継）との間に締結した大田廃棄物最終処分場（第2期）浸出水処理施設建設工事の工事請負契約の一部を次のとおり変更することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

1 変更する事項

契約金額

「1,259,064,000円」を「1,259,537,040円」に変更する。

2 変更する理由

浸出水貯留槽掘削工の支障となる地中の障害物を撤去する工事等を追加する必要があるが生じたため

## 議案第210号

### 工事請負契約の変更について

平成26年3月14日に市議会の議決（議案第58号）を経て株式会社内田組との間に締結した大田廃棄物最終処分場（第2期）土木工事の工事請負契約の一部を次のとおり変更することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

#### 1 変更する事項

##### 契約金額

「508,609,800円」を「531,889,200円」に変更する。

#### 2 変更する理由

当初想定していたよりも地盤が軟弱であったことから、地盤改良工を追加するとともに、工事場所から発生した土が大量の石を含むものであったことから、これを遮水工に使用することが困難となり、これに代わる土を購入する必要が生じたため

議案第211号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市総合保健センターの運動実践室及びトレーニングルーム
- 2 指定管理者 京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町680番地1  
株式会社ビバ
- 3 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第212号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市木戸つどいの広場
- 2 指定管理者 大津市木戸803番地  
特定非営利活動法人子育てネットワーク志賀うりぼう
- 3 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第213号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市東部つどいの広場
- 2 指定管理者 大津市羽栗一丁目6番3号  
ほっこりひろばの会  
代表 谷口 久美子
- 3 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第214号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市立障害者福祉センター
- 2 指定管理者 大津市におの浜四丁目2番33号  
社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会
- 3 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで



議案第215号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 スカイプラザ浜大津
- 2 指定管理者 大津市鶴の里16番1号  
株式会社ビー・ビー・シー・サービス
- 3 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第216号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市伝統芸能会館
- 2 指定管理者 大津PAC&KLPグループ  
構成団体 大阪市北区大淀南一丁目10番2号  
株式会社ピーエーシーウエスト  
神戸市中央区海岸通6番地  
国際ライフパートナー株式会社  
東京都中央区新富二丁目8番1号  
株式会社パシフィックアートセンター
- 3 指 定 期 間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第217号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 志賀聖苑及び大津聖苑
- 2 指定管理者 五輪・日本管財グループ  
構成団体 富山市奥田新町12番3号  
株式会社五輪  
西宮市六湛寺町9番16号  
日本管財株式会社
- 3 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで